

こどもみらい住宅支援事業

本事業は、子育て支援と2050年カーボンニュートラルの実現に向け、子育て世帯または若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得に伴う負担を軽減するとともに、住宅の省エネリフォーム等を補助することにより、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図ることを目的とする補助金事業です。

Q どんな人が対象となるの？

A



子育て世帯 または
若者夫婦世帯



世帯を問わず

対象となるリフォームをした方

■子育て世帯とは、申請時点において、2003年4月2日以降に出生した子を有する世帯

■若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、いずれかが1981年4月2日以降に生まれた世帯

Q どれくらいの補助が受けられるの？

A



住宅の省エネ性能等に応じて

60万円～100万円



工事の内容や属性に応じて

5万円～最大60万円

Q 補助金の申請はどのようにするの？

A



申請手続き、補助金の受取と一般消費者への還元は『こどもみらい住宅事業者』が代わりに行います。
(一般消費者の方が申請することはできません)

こどもみらい住宅事業者とは・・・

あなたが、新築住宅の建築・購入、リフォーム工事の契約を締結する事業者で、予め本事業に参加のため、登録をした事業者(工事施工者または販売事業者)です。

その他、申請にあたっては、一定の要件があります。
本事業のご検討、詳しい要件については
こどもみらい住宅事業者にご相談ください。



事務局ホームページから
検索できます

こどもみらい住宅支援事業事務局

ナビダイヤル ▶ 0570-033-522

IP電話等からのお問い合わせ先 042-204-0994

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日含む)
※通話料がかかります

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

手続きの流れは裏面をご確認ください▶▶